

第 18 回

岩沼市農業委員会総会議事録

令和 7 年 6 月 30 日

岩 沼 市 農 業 委 員 会

令和 7 年 6 月 30 日岩沼市役所 1 階大会議室において、下記案件を審議するため、
第 18 回岩沼市農業委員会総会を開催した。

記

- | | |
|--------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 会期の決定 |
| 日程第 2 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 3 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 日程第 4 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知について |
| 日程第 5 | 非農地証明願について |
| 日程第 6 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について |
| 日程第 7 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について |
| 日程第 8 | 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について |
| 日程第 9 | 令和 6 年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について |
| 日程第 10 | 岩沼市地域計画の変更について（案） |

1、出席委員

1 番	木皿 清	2 番	渡邊 等	3 番	佐野 智幸	4 番	大友 信由
5 番	川村 雄治	6 番	長田 幸浩	7 番	小田原 智	8 番	菅原 龍也
9 番	鎌田 正治	10 番	三品 英樹	11 番	長田 茂	12 番	渡邊 朗子
13 番	菅井 武雄	14 番	宮部 淳子				

2、欠席委員

3、農地利用最適化推進委員

16 番	猪股 義広	21 番	渡邊 政夫
------	-------	------	-------

4、事務局職員

事務局長事務取扱	古積 知明	係長 橘川 麻美	主事 土手内 知輝
----------	-------	----------	-----------

1、同日午後1時30分開会

議	長	ただいまから、第18回岩沼市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は14名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数を充たしており、本日の総会は成立いたしております。
議	長	日程第1、会期の決定について、を議題といたします。今期総会の会期は、本日1日といたしたいと思います。賛成の方は挙手願います。 (挙手全員)
議	長	挙手全員であります。よって、今期総会の会期は本日1日と決定いたしました。
議	長	日程第2、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、岩沼市農業委員会規程第19条の規定により、議長において、8番菅原龍也委員、10番三品英樹委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
議	長	日程第3、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。
古積事務局長 事務取扱		議案書の1頁をご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、1件受理しております。本件は相続による所有権の取得で、権利取得者ならびに農地面積等については、議案書に記載のとおりでございます。なお、この届出の受理は、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第1号を終了いたします。
議	長	日程第4、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。
古積事務局長 事務取扱		議案書の2頁をご覧ください。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、報告いたします。今回は農地の売買の為の合意解約通知1件を受理しており、許可不要案件の市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
川村委員		参考までに売買金額はいくらぐらいだったのでしょうか。

橘川係長	売買の額については、今事務局の手元に資料がないのでお答えできませんが、平均額だったと記憶しております。
議長	その他ご意見・ご質問ありませんか。 (挙手なし)
議長	ないようですので、報告第2号を終了いたします。
議長	日程第5、報告第3号、非農地証明願について、を議題といたします。 それでは、事務局から報告願います。
古積事務局長 事務取扱	議案書の3頁をご覧ください。報告第3号、非農地証明願について、報告いたします。今回は、1件受理しております。願出人・土地の所在・面積等については議案書に記載のとおりでございます。非農地化の事由としては、亡き父から相続を受けた平成16年時点には山林化していたことによるものです。非農地証明願の受理および証明につきましては、農業委員会規程による事務局長専決事項となっておりますことから、事務局において調査・検討し、非農地証明を交付したものでございます。
議長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議長	ないようですので、報告第3号を終了いたします。
議長	日程第6、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題といたします。はじめに、事務局から概要を説明願います。
古積事務局長 事務取扱	議案書の4頁、議案関係資料の1から2頁をご覧ください。今回は1件の申請がありました。
議長	つづいて、整理番号1について、担当委員から説明願います。
佐野委員	転用目的は貸し看板用地のためです。地図のとおり県道岩沼蔵王線のT字路の信号の北側、地図の2頁目の丸で囲まれている三角の土地になります。既に看板が立っておりそれも含めて今回の転用となります。申請者から看板の設置について内容の説明を受けました。看板が若干緩くなっている危険な設置だったので既存の看板の会社と連絡を取って一緒に早急に改善するよう伝え納得して頂きました。
議長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議長	ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の整理番号1については、申請のと

		おり許可相当として、県に進達することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の整理番号1については、申請のとおり、許可相当として、県に進達することに決しました。
議	長	日程第7、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、を議題といたします。事務局から説明願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書の5頁、議案関係資料の3から4頁をご覧ください。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について意見を求めるもので、件数は1件でございます。現在、押分字与奈地区において市発注の下水道工事の現場事務所及び資材置場として使用しており、工期延長により事業計画期間の終わりが令和7年6月30日から令和8年10月22日まで延ばすという変更となっております。説明は以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見のある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、申請のとおり、承認相当として、県に進達することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、申請のとおり、承認相当として、県に進達することに決しました。
議	長	日程第8、議案第3号、農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について、を議題といたします。事務局から説明願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書の6頁および別紙の「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」をご覧ください。令和5年度の農業経営基盤強化促進法等の改正により、令和7年4月以降の権利設定は、従来の農用地利用集積計画が廃止され、農地中間管理機構を経由した促進計画となります。本議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により中間管理機構から農業委員会に対し意見を求められたものです。今回対象となる農地は、賃借権設定が4件、11筆で、面積は19,647㎡、権利の移転（耕作者変更）が1件、1筆で、面積は170㎡でございます。いずれも貸付期

		間は10年間となっております。受け手となる方は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に係る貸付相手の要件を満たしております。なお、地域計画の地図については、「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」の10から11頁及び15頁に添付しております。賃借権設定の申請番号1については対象地の隣接地を含む周辺農地を●●●●が耕作しており、農地の集団化、農作業の効率化及び総合的な利用の確保が図られると考えられます。また、賃借権設定の申請番号2・3・4及び権利の移転の申請番号1については、実際の区画上は1枚のほ場となっております。これまでも対象地を含む周辺農地を●●●●が耕作している状況です。
議	長	ただいま、事務局から説明がありましたが、賃貸借権設定及び権利の移転は、農業委員の自己に関する事項となっております。最初に賃貸借権設定の1番に関して審議いたしますので、1番木皿清委員は、除斥となります。
		(1番 木皿委員 退席)
議	長	それでは、賃貸借権設定の1番について、質疑・ご意見をいただきます。ご意見のある方は挙手願います。
		(挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第3号、農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見についての賃貸借権設定の1番は、特に意見なしとして答申することに賛成の方は挙手願います。
		(挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第3号、農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見についての賃貸借権設定の1番については、特に意見なし、として答申することに決しました。それではここで、除斥した委員の除斥を解きます。
		(1番 木皿委員 着席)
議	長	木皿清委員に報告します。当該案件については、特に意見なし、として答申することに決しました。つづいて、賃貸借権設定の2から4番及び権利の設定について審議いたしますので、11番長田茂委員は、除斥となります。
		(11番 長田茂委員 退席)
議	長	それでは、賃貸借権設定の2から4番及び権利の設定について、質疑・ご意見をいただきます。ご意見のある方は挙手願います。
		(挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第3号、農用地利用集積等

		促進計画（案）に関する意見についての賃貸借権設定の2から4番及び権利の設定については、特に意見なしとして答申することに賛成の方は挙手願います。 （挙手多数）
議	長	挙手多数であります。よって、議案第3号、農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見についての賃貸借権設定の2から4番及び権利の設定については、特に意見なし、として答申することに決しました。それではここで、除斥した委員の除斥を解きます。 （11番 長田茂委員 着席）
議	長	長田茂委員に報告します。当該案件については、特に意見なし、として答申することに決しました。
古積事務局長 事務取扱		ただ今ご審議頂きました内容の今後の流れについてご説明させていただきます。本日決定した意見を農地中間管理機構に提出し、農地中間管理機構がこれらを基に農用地利用集積等促進計画を定め、市が認可、公告を行う流れとなります。なお、市の公告は令和7年7月25日、権利設定の始期は、令和7年7月26日を予定しております。以上でございます。
議	長	日程第9、議案第4号、令和6年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について、を議題といたします。事務局から説明願います。
古積事務局長 事務取扱		議案書6頁および別紙「令和6年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価」をご覧ください。議案第4号、令和6年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について、概要を説明いたします。こちらは令和6年4月に設定した『令和6年度の最適化活動の目標』に対する活動の点検結果を表したものとなっております。1頁をご覧ください。Ⅰ農業委員会の状況として、令和7年4月1日現在の農業委員会の体制および農家・農地を掲載しております。続きまして2頁をご覧ください。最適化活動の実施状況となっております。（1）農地の集積について、①現状及び課題は記載のとおりとなりますが、農地面積は令和6年度の統計の数値、集積面積は市産業振興課から提供された数値を用いております。②目標については、地域計画の集積目標から令和12年度までに集積率を90%としております。③実績については、新規集積面積16ha、今年度末の集積面積累計が1,250haとなっており、目標に対する達成状況は100.3%今年度末の集積率は83.3%と昨年から0.2ポイント上昇となりました。（2）遊休農地の発生防止・解消について、①現状及び課題は、令和6年度の数値を用いております。②目標については、記載のとおりですが、a緑区分の遊休農地の解消面積は令和3年度の遊休農地面積の5分の1を5年間で解消するこ

		ととなっておりますことから、8.7ha の 5 分の 1 で、1.7ha としております。 ③実績は、令和 3 年度に発生した遊休農地について、令和 6 年度に解消した面積が 0 ha で、目標に対する達成率は 0 %となりました。続きまして 3 頁をご覧ください。(3) 新規参入の促進について、記載のとおりとなりますが、新規参入者への貸付等について、予め所有者の同意を得て公表した農地は、0 ha でした。続きまして 4 頁をご覧ください。農業委員を含む推進委員等の最適化活動の活動目標に関する項目です。推進委員等が最適化活動を行う日数については、農業委員および推進委員の皆様から提出いただいた活動記録から算出しております。活動強化月間の項目ですが、11 月の利用権設定等の更新時期と 3 月の利用状況調査をカウントしております。また、新規参入相談会への参加は、農業委員会事務局において、新規就農者等の相談に農業委員等が参加しております。最後 5 頁の下段の目標の達成状況の評語は、農業委員会による最適化活動の推進等についての通知により、達成状況に応じた点数の合計によって評語が決まるものとなっております。また、農業委員さんを含む推進委員等の点検・評価結果については活動日数が目標を上回っておりますことから「期待どおり」の区分に記録いたしました。資料の説明は以上ですが、本日の総会でご意見をいただき、その後、関係機関への報告および市ホームページ等を通して公表することとなっております。 ご審議の程よろしく願いいたします。
議	長	ただいまの事務局からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。
長田(幸浩)委員		1 頁の左側、女性農業委員が一人、中立委員が一人とはどういう事でしょうか。
橘 川 係 長		中立委員は宮部会長が一人、女性は渡邊委員が一人で分けております。中立委員は農家をしていないということです。
議	長	その他はありませんか。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第 4 号、令和 6 年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について、原案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	賛成多数と認めます。よって、議案第 4 号、令和 6 年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について、は原案のとおりとすることに決しました。
議	長	日程第 10、議案第 5 号、岩沼市地域計画の変更(案)について、を議題

		といたします。事務局から説明願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書 6 頁および別紙の「岩沼市地域計画の変更について（案）」をご覧ください。岩沼市長より、地域計画の素案について、関係機関の意見を求められたものでございます。内容につきましては、議案第 1 号の農地法第 5 条の転用許可申請が敷島地区であったことにより、地域計画の変更、地域計画からの削除を行うものです。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
		（挙手なし）
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第 5 号、岩沼市地域計画の変更（案）については、原案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。
		（挙手多数）
議	長	挙手多数であります。
		よって、議案第 5 号、岩沼市地域計画の変更（案）については、特に意見なし、として答申することに決しました。
議	長	本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。これをもって、第 18 回岩沼市農業委員会総会を閉会いたします。
		午後 2 時 05 分閉会

上記は、会議の顛末を記録したもので、その正当たるを証するため、署名をする。

令和 年 月 日

議長（会長） _____

委員 8 番 _____

委員 10 番 _____